

## ○放課後児童健全育成事業に関して、本市が定める基準について

「子ども・子育て関連3法」に基づき、国の府省令を踏まえて、旭川市が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準は次のとおりとなっています。

### 1 国の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営の基準省令について

児童福祉法第6条の3第2項に基づく事業で、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、学校の授業の終了後、児童会で適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

子ども・子育て支援新制度において、各市町村において、本事業に係る設備及び運営の基準を定めることとなります。（改正児童福祉法第34条の8の2第1項）

国の主な基準は、次のようになっています。

分類	主な基準
従事する者に関する基準	●放課後児童支援員は、保育士、教諭免許を有する者等であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
員数に関する基準	●職員は2人以上配置することとし、ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。
集団の規模に関する基準	●児童の集団の規模はおおむね40人までとする。 ※40人を超えるクラブは、クラブの分割や複数の集団に分けた対応に努める。 ※「児童数」は「毎日利用する児童の人数」に「一時的に利用する児童の平均利用人数」を加えた数で捉える。
施設・設備に関する基準	●専用室は児童の生活の場としての機能が十分に確保され、事業の実施時間帯を通じて専用で利用でき、面積は「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とする。
開所日数・時間に関する基準	●開所日数については、年間250日以上を原則とし、開所時間については、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とする。
その他の基準	●「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「保護者・小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等を定める。

### 2 本市が定めた放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例について

#### 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準

国が定める基準から次のとおり上乗せ基準を設けております。

#### 配置職員について

国基準	本市基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>●放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。</li> <li>●放課後児童支援員としての要件は、保育士等の有資格者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 ※補助員の資格要件の規定なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●補助員の資格要件は、保育士等の有資格者であることを規定。</li> <li>●他は国基準と同様</li> </ul>

#### 【説明】

放課後児童健全育成事業の従事者の質を確保するため、補助員はすべて保育士等の有資格者とする上乗せを行う。

### 3 旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例の改正案について

#### 旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準の改正案

- 放課後児童健全育成事業に従事する支援員及び補助員につきましては、「旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」第11条の規定に基づき、保育士等の有資格者が従事することとされております。
- 現状としましては、支援員の確保に苦慮している状況（土曜日及び長期休業期間時における支援員や待機児童解消のための新規開設に伴う支援員の確保）にあり、また、支援員で従事している方の約6割が保育士資格を有する者となっております。

このことから、市内等に在住される保育士資格をお持ちの方を各保育園等と競合している状況もあることから、平成28年1月策定の「放課後の児童の居場所づくりに係る方針」に基づき、今後、公設民営等の展開の検討を進めていく上でも、安定的に支援員及び補助員を確保するための取組を整理することが必要であると考えております。

- こうしたことから、「旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」における補助員の規定について、本則は変更せず、過渡的な取り扱いとして、「当分の間、市長が認める研修を修了した者」に改める基準条例の改正を検討しております。